

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市優良観光土産品審査会
- 2 開催日時 令和2年2月20日（木）午後3時00分から午後4時10分まで
- 3 開催場所 水戸市役所本庁舎 4階 政策会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 林 太一，伊藤 明美，坂場 夏美，斎藤 貢，萩谷 勝行，
内田 直樹，林 由香里，長澤 征次，伊東 富美子，飯村 健一
 - (2) 執行機関 堀江観光課長，川俣観光課課長補佐
根本観光課企画物産係長，中根観光課主事
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 登録審査（公開）
 - (2) 登録変更の審査（公開）
 - (3) 試買品の検査（公開）
 - (4) その他（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料の名称
審査会資料，委員名簿，水戸市優良観光土産品審査会条例，
水戸市優良観光土産品推奨規則，観光土産品公正競争規約
- 9 発言の内容
別紙 会議録

1 開 会

2 あいさつ

- ・執行機関よりあいさつ
- ・正副会長の選出
- ・水戸市優良観光土産品審査会 会長よりあいさつ
- ・諮問書の交付

3 議 事

(1) 登録審査

①新規登録について

執行機関 <資料1 ページに沿い、新規商品について説明>

———— 新規商品について商品の審査 ————

委 員 商品名について、納豆であることが分かりにくいのではないかと。また、納豆にしては価格が高いのではないかと。

委員長 商品名や価格設定については、事業者の商品への自信や材料のこだわりが反映されているものであり、問題ないとする。

委 員 何を基に判断すればよいか。

委員長 公正取引上の表示が正しいか、賞味期限を守っているか、内容量として表示している分が入っているかというところを見てほしい。

委 員 品質についても問題ないか。

委員長 問題ない。内容量や誇大表示をチェックして、土産品として優良であると認めるかどうかを審査する。

委 員 賞味期限は、この期限で問題ないか。

委員長 納豆として一般的な設定がされているものと見受けられ、問題ない。

委 員 パッケージ化すると表示に工夫が必要になる。

委員長 表示方法が細かく決められている中で、事業者の売り方、考え方をもとに、それぞれが対応するしかない。

委 員 商標が他と類似しているかどうかは、調べているのか。

- 委員長 商標については、審査会としての審査条件ではない。
- 委員 意匠を審査会として認めたことに対して問題はないか。
- 委員長 契約者と意匠権者の問題である。
- 委員 価格について、普段食べるのには高いが、お土産としては手頃だと思う。

——— 新規登録商品について全て承認 ———

②再登録について

- 執行機関 <資料2～8ページに沿い、再登録商品について説明>
- 委員 変更のあった品質保証日数は、短くなっているのか。
- 委員長 衛生管理の徹底や包材の向上で長くなるものもあれば、近年の夏場の暑さを考慮して季節により短くするものもある。業者が責任をもって、適正に決めている。
- 執行機関 今回の申請商品については、全て長くなっている。

——— 再登録商品について試食等、商品の審査 ———

- 水戸保健所による事前検査において、特段の問題なし。
- 委員 再登録品について、クレームはないか。
- 委員長 ない。
- 委員 野菜の販売をするときには、産地表示をしているが、そぼろ納豆の切り干し大根については、表示しなくていいのか。
- 委員長 加工品について、現状では表示しなくてもよい。差別化を図るためにあえて記載することはあると思う。
- 委員 わら納豆の大豆の産地で「カナダまたはアメリカ」という表示は、問題ないか。
- 委員長 問題ない。
- 委員 再申請されない商品は、市場から消えるということか。
- 委員長 水戸市優良観光土産品としての登録から外れるというだけのこと。

——— 再登録商品について全て承認 ———

(2) 登録変更の審査

執行機関 昨年10月の消費税率の引上げに伴い、今年度、登録更新の必要がない土産品についても、価格について登録内容の確認を行った。10%以内の価格変動となる商品については、原材料の高騰の影響を考慮し、登録変更手数料をいただかずに価格の変更を行う運用とした。今後も、事業者側の負担を考え、10%以内の価格変動が生じることとなる登録商品については、登録変更手数料をいただかず、登録台帳の変更のみで対応していくこととする。

また、優良観光土産品の登録において、これまでは税込価格の表記としていたが、税率の変更等にかかわらず、分かりやすい価格の審査ができるよう、税抜価格での表記に統一することとした。

<資料9ページに沿い、登録変更商品について説明>

————— 登録変更商品について商品の審査 —————

————— 登録変更商品について全て承認 —————

(3) 試買品の検査

執行機関 <資料10ページに沿い、試買品検査について報告>

水戸保健所による事前検査において、特段の問題なし。
一部、表示内容について事業者に状況を確認し、執行機関から指導を行う。

委員 検査内容で問題があった場合は、どうなるのか。

委員長 指導をする。

執行機関 水戸市優良観光土産品推奨規則第11条において、規定に違反したと認められるときは、登録を取り消すことができると定めている。また、第10条において、苦情があったときは、登録業者において必要に応じて措置を講ずるよう定めている。
今まで取消しとなった事業者はない。

(3) その他

4 閉会